

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

事業系廃棄物の収集及び運搬に係る処理手数料の廃止並びに特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 380 号）の公布による。

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前			
別表第1（第44条関係）			別表第1（第44条関係）			
種類	区分	手数料	種類	区分	手数料	
					収集及び運搬を するもの	自ら運搬をする もの
ごみ及 び燃え がら	家庭廃棄物のうち第30 条の4第1項の規定に より指定収集袋で排出 するもの	<u>特小袋（容量5リットル相当）1 枚につき 10円</u>	ごみ及 び燃え がら	家庭廃棄物のうち第30 条の4第1項の規定に より指定収集袋で排出 するもの	<u>特小袋（容量5 リットル相当） 1枚につき 10円</u>	
		<u>小袋（容量10リットル相当）1枚 につき 20円</u>			<u>小袋（容量10リ ットル相当）1 枚につき 20円</u>	
		<u>中袋（容量20リットル相当）1枚 につき 40円</u>			<u>中袋（容量20リ ットル相当）1 枚につき 40円</u>	

		大袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円			大袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円	
家庭廃棄物（第30条の4第1項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあっては、臨時に排出するもの		1キログラムにつき40円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1キログラムにつき30円	家庭廃棄物にあっては臨時に排出するもの（再利用の可能なせん定枝で自ら運搬をするものを除く。）		1キログラムにつき 40円	1キログラムにつき 30円
家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき10点まで1,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1キログラムにつき30円。以下この項において同じ。	家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき10点まで 1,000円	1キログラムにつき 30円
		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき11点から13点まで 1,300円			別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき11点から13点まで 1,300円	

	別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき14点から16点まで <u>1,600円</u>		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき14点から16点まで <u>1,600円</u>	
	別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき17点から19点まで <u>1,900円</u>		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき17点から19点まで <u>1,900円</u>	
	別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき20点 <u>2,000円</u>		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき20点 <u>2,000円</u>	
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	<u>1台につき 2,000円（市が収集及び運搬したものに限る。）</u>	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	<u>1台につき 2,000円</u>	<u>1台につき 1,000円</u>

事業系廃棄物にあっては、臨時に排出するもの <u>のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの</u>	<u>1キログラムにつき</u> 40円	事業系廃棄物にあっては臨時に排出するもの	<u>1キログラムにつき</u> 55円	<u>1キログラムにつき</u> 40円
事業系廃棄物にあっては、1日平均10キログラム以上を排出するもの <u>のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの</u>	<u>1キログラムにつき</u> 40円	事業系廃棄物にあっては1日平均10キログラム以上を排出するもの	<u>1キログラムにつき</u> 55円	<u>1キログラムにつき</u> 40円
事業系廃棄物にあっては、1日平均10キログラム未満を規則で定める収集袋により排出するもの	<u>収集袋（容量40リットル相当）1枚につき</u> 80円	事業系廃棄物にあっては、1日平均10キログラム未満を規則で定める収集袋により排出するもの		<u>収集袋（容量40リットル相当）1枚につき</u> 80円
事業系廃棄物にあっては、 <u>再利用の可能なせん定枝のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの</u>	<u>1キログラムにつき</u> 20円	事業系廃棄物のうち再利用の可能なせん定枝		<u>1キログラムにつき</u> 20円

動物の死体	一般家庭から排出されるもの（所有者不明の動物を除く。）	1体につき4,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものは、1体につき、3,000円
略	……略……	……略……

動物の死体	一般家庭から排出されるもの	1体につき 4,000円	1体につき 3,000円
略	……略……	……略……	

備考 特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ……略……
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - ア ……略……
 - イ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの
- (3)及び(4) ……略……

備考 特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ……略……
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - ア ……略……
 - イ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限
 - り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
- (3)及び(4) ……略……

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。